

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成24年6月14日(2012.6.14)

【公開番号】特開2010-85207(P2010-85207A)

【公開日】平成22年4月15日(2010.4.15)

【年通号数】公開・登録公報2010-015

【出願番号】特願2008-253665(P2008-253665)

【国際特許分類】

G 01 C 21/26 (2006.01)

G 08 G 1/0969 (2006.01)

G 09 B 29/00 (2006.01)

G 09 B 29/10 (2006.01)

【F I】

G 01 C 21/00 A

G 08 G 1/0969

G 09 B 29/00 A

G 09 B 29/10 A

【手続補正書】

【提出日】平成24年4月18日(2012.4.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ナビゲーション装置であって、

本体部と、

前記本体部の前面に設けられ、前記本体部に可搬型記録媒体を出し入れするための媒体挿入部と、

前記本体部の前記前面に設けられ、前記媒体挿入部を覆うクローズ位置と、該挿入部を露出するオープン位置との間で移動可能な表示部と、

前記表示部がオープン位置へ移動することを制限する制限部と、

前記制限部による制限を解除する解除部と、

前記ナビゲーション装置に対する操作を受け付ける操作部と、  
を備え、

前記解除部は、前記操作部が通常操作とは異なる特殊操作を受け付けると、前記制限部による制限を解除する、ナビゲーション装置。

【請求項2】

請求項1に記載のナビゲーション装置であって、

前記表示部は、前記ナビゲーション装置に対する操作を受け付ける無対物としての第1の操作ボタンを表示するタッチパネルを有し、

前記操作部は、前記表示部に設けられている有体物としての第2の操作ボタンである。

【請求項3】

請求項2に記載のナビゲーション装置であって、

前記タッチパネルは、前記表示部を前記オープン位置へ移動させるための移動ボタンを表示可能であり、

前記制限部は、前記移動ボタンの表示を制限することによって、前記表示部が前記オ-

ブン位置へ移動することを制限する。

【請求項4】

請求項1から請求項3の何れか一項に記載のナビゲーション装置であって、  
前記特殊操作は、前記操作部に対する長押し操作であり、  
前記解除部は、前記操作部が前記長押し操作を受け付けると、前記制限部による制限を  
解除する。

【請求項5】

請求項1から請求項3の何れか一項に記載のナビゲーション装置であって、  
前記可搬型記録媒体は、地図情報が格納される第1の可搬型記録媒体と、前記地図情報  
とは異なる更新情報が格納される第2の可搬型記録媒体と、を含み、  
前記媒体挿入部は、前記第1の可搬型記録媒体を出し入れするための第1の媒体挿入部  
と、前記第2の可搬型記録媒体を出し入れするための第2の媒体挿入部と、を含み、  
前記本体部の前記前面において、前記第1の媒体挿入部が設けられる位置は、前記第2  
の媒体挿入部が設けられる位置と異なり、  
前記表示部は、前記第1の媒体挿入部と前記第2の媒体挿入部との両方を覆う前記クロ  
ーズ位置と、前記表示部が前記第1の媒体挿入部と前記第2の媒体挿入部とのうち何れか  
一方のみを覆うセミオープン位置と、前記第1の媒体挿入部と前記第2の媒体挿入部との  
両方を露出する前記オープン位置との間で移動可能である。

【請求項6】

請求項1から請求項3の何れか一項に記載のナビゲーション装置であって、  
前記可搬型記録媒体に格納されている所定情報を取得する情報取得部と、  
前記所定情報が、前記特殊操作を変更するための変更情報を含んでいる場合、該変更情  
報に基づいて前記特殊操作を変更する変更部と、を更に備える。

【請求項7】

ナビゲーション装置であって、  
本体部と、  
前記本体部の前面に設けられ、前記本体部に、前記ナビゲーション装置の機能を更新す  
る更新情報が記録された可搬型記録媒体を出し入れするための媒体挿入部と、  
前記本体部の前記前面に設けられ、タッチパネルにより前記ナビゲーション装置に対す  
る操作を受け付ける操作ボタンを表示し、前記操作ボタンの操作により前記媒体挿入部を  
覆うクローズ位置と、該媒体挿入部を露出するオープン位置との間で移動動作が可能な表  
示部と、  
前記ナビゲーション装置に対する操作を受け付ける操作部と、  
前記可搬型記録媒体に記録された前記更新情報に基づいて、前記操作ボタンの操作によ  
る前記表示部の前記移動動作を制限する制限部と、  
前記操作部が所定の操作で操作された場合に、前記制限部による前記移動動作の制限を  
解除する解除部と、を備える。

【請求項8】

請求項7に記載のナビゲーション装置であって、  
前記所定の操作は、前記操作部に対する通常操作とは異なる特殊操作である。

【請求項9】

請求項7に記載のナビゲーション装置であって、  
前記所定の操作は、前記操作部に対する長押し操作である。

【請求項10】

請求項7に記載のナビゲーション装置であって、  
前記制限部により制限された操作に関する操作ボタンは、前記表示部に表示されない。